

2020年6月17日

各 位

株式会社バルクホールディングス
代表取締役社長 石原紀彦
(コード番号：2467 名証セントレックス)
問合せ先：上席執行役員CFO 高橋 恭一郎
電話番号：03-5649-2500(代表)

(開示事項の経過)

**当社連結子会社における米国LAコマーシャルアリーナにかかる
仲裁手続きの被申立人による米連邦破産法11条の適用申請に関するお知らせ**

当社連結子会社Strategic Cyber Holdings LLC（以下「SCH」といいます。）は、2019年10月2日付「(開示事項の経過) 当社連結子会社による米国LAコマーシャルアリーナにかかる販売及び運用サポート等の契約先を相手方とする仲裁の共同申立てに関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、事業パートナーであるCyberGym Control Ltd.（本社：イスラエル ハデラ市、代表者：Ofir Hason／以下「サイバージム」といいます。）と共同で、米国LAコマーシャルアリーナにかかる販売及び運用サポート等の契約先を相手方とする仲裁手続き（以下「本件仲裁」といいます。）を行っていましたが、このたび、本件仲裁の被申立人らがそれぞれ米連邦破産法11条（チャプター11）の適用を申請したことが判明いたしましたので以下のとおりお知らせいたします。

1. 経緯

SCHは、事業パートナーのサイバージムと共同で、米国カリフォルニア州ロサンゼルス市にCyber Arenaを建設し、サイバーセキュリティトレーニングサービスを提供することを目的として、Aventador Cyber Solutions LLC（現在の商号：Ardent Cyber Solutions LLC、以下「Ardent社」、当時の代表者：Paul Paradis氏、以下「Paul氏」）との間で、Cyber Arena Sale Agreement及び関連契約（以下、併せて「本契約」といいます。）を締結いたしました。

しかしながら、Ardent社が代金の支払義務等を怠ったことから、SCHはサイバージムと共同で本契約違反に基づく損害の適切な回復を求めて、2019年9月27日付でJudicial Arbitration and Mediation Services（以下「JAMS」といいます。）宛てにArdent社を被申立人（その後、Paul氏を被申立人として追加。以下両者を総称して「被申立人ら」といいます。）として仲裁を申立て、この手続きが進行しておりました。

このたび、被申立人らがそれぞれ米連邦破産法11条の適用を申請し、この手続き（以下「本件破産プロセス」といいます。）が開始したことから、今後は本件仲裁を本件破産プロセスに移行させて処理する予定です。

2. 今後の見通し

被申立人らの重大な契約違反は明らかであり、当社はSCHの主張の正当性を確信しておりますが、損害賠償金額は未確定であり、本件破産プロセスによる債権の回収割合も不明です。

なお、当社は当期の連結業績見通しにおいて、本件仲裁による損害の回復を織り込んでおりません。

以 上